







十三

の経利入価・  
払過札格第  
込利率行争非

年〇・八パーセント  
募入決定の通知を受けた者は、  
払込金額に追加、次の算式によ  
り算出した金額を第二十号に規  
定する期日に払い込むものとす  
る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.8 \times 54}{100 \times 365}$$

十四

初期  
利率

平成三十年三月二十日を支払期  
とし、次の算式により算出した  
金額を支払う。ただし、支払期  
が銀行休業日に当たるときは、  
その翌営業日に支払う（以下、  
次号及び第十六号において規定  
する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.8 \times 1}{100 \times 2}$$

十五

第二  
期の  
利率

毎年三月二十日及び九月二十  
日を支払期とし、各支払期にお  
いて、その日以前六月間に属す  
る利率を支払う。

十六  
十七  
十八

償還  
償還  
元利支  
払場所

平成五十九年九月二十日  
額面金額百円につき百円  
日本銀行

十九

入札  
参加

財務大臣から通知を受けた者

二十

払込  
期日

平成二十九年十一月十三日